

焼津市農業委員会 10月総会議事録

1 日時

令和5年10月16日（月）午後2時～午後2時55分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 晃一	×
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	×	12	柏村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	欠員	—			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について

第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について

第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

第4号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可について

第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

第5号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 18名中、ただ今の出席委員は、<u>16</u>名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和5年10月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。7番村田忠夫委員、12番松村輝夫委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第4号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第4号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第4号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第4号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号12を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号12を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田23, 435m²</p> <p>労力は5人であります。</p> <p>申請地の場所は、市中新田配水場より南へ約500mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 1番	本案件につきましては、9月30日に地元の農業委員6名で現地調査を行いました。

	<p>こちらの申請地は、ここ1、2年で焼津市と藤枝市で農業経営の規模拡大をしている譲受人が、5,000m²以上のまとまった農地を取得したいという案件です。</p> <p>譲受人の経営状況は良好で、全く問題はないと思われますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号12を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号12は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号13を審議します。</p> <p>本議案に関係する杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号13を朗読後、説明】</p> <p>贈与による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田48, 291m²、畑4, 151m²で計52, 442m²</p> <p>労力は4人であります。</p> <p>申請地の場所は、静浜幼稚園より北へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6番	<p>場所は上小杉こども公園という場所のすぐ北側の農地であります。</p> <p>譲渡人の所有者は、県外に在住しており、申請地の管理が難しいため、譲受人へ贈与するという案件です。</p> <p>申請地を挟んでいる田は両側とも譲受人の耕作地であり、本申請地を取得することによって、1枚の田になり効率的な耕作が可能になります。</p> <p>また、譲受人は認定農業者でありまして、農機具保有状況等は全く問題ありませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p>

	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号13を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号13を許可することに決定しました。</p> <p>それでは 杉本委員の入室を認めます。</p> <p>【入室】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」の番号7、及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号28は、関連する議案でありますので、一括して審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号7及び議案第3号、番号28を朗読後、説明】</p> <p>本件は、惣右衛門の農地441m²について、当初計画者が店舗兼倉庫敷地の用に供するため、昭和50年に農地法第5条の許可をとり、計画どおりの転用を実行したところではありますが、転用確認と登記地目の変更を行わず転用目的である店舗兼倉庫等が台風被害にて崩壊し、取り壊したまま現在の更地の状態になっております。当初計画者の相続人が市外に居住しており管理も困難であることから、承継人から申請地を申請地西側に隣接する雑種地と併せて譲り受け、貸資材置場として利用したいとの意向を受けて、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北東へ約300mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>申請地の北側は水路及び道路、南側は道路、東側は畠、西側は雑種地です。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地ではありますが、過去に転用許可済みの農地であることから、「今回の事業計画の変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業と比べて同程度又はそれ以下であると認められること」から、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 10番	<p>こちらの案件については、10月頭に和田地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>周辺農地に与える影響も、現状と変わらずありませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号7を承認し、議案第3号の番号28を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号の番号7を承認し、議案第3号の番号28を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号26を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号26を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立東益津小学校より南東へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中里の農地4, 818m²について、駐車場及び貸資材置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、申請地から国道150号で5キロメートル先に本社をおく運送、冷蔵倉庫、水産加工業等を営む法人であります。現在の本社及び営業所施設が手狭であることから、新たに利用可能な土地を探していたところ、利便性の良い申請地を譲渡人より譲り受ける承諾を得たため、今般、駐車場及び資材置場として利用したく申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は畠、南側は道路、西側は道路、北側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 12番	<p>9月30日に現地調査を、10月6日に地区審査会で転用者へのヒアリングを東益津地区委員全員で行いました。</p> <p>事務局から説明があったとおりですが、申請地があるこの地域は、去年一昨年と大雨で水没した地域ですので、水没した地域でこれだけの埋め立てをするということを理解した中での計画なのかということをお聞きしたくてヒアリングを行いました。</p> <p>現状書類等の不備はなく、許可相当かと思いますが、周辺農地への影響は多少出ると思われますので、近隣農地を耕作する方への説明を行って了承を得てから、工事を行ってくださいということをお願いさせていただき、了解を得ましたので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、</p>

	<p>番号26を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号26を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号27を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号27を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、焼津市学校給食センターより南西へ約300mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、大島の農地354m²について、工場、駐車場及び資材置場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人においては、市内に本社を置き、プレス加工、組立設備等の製造を営む法人であります。取引先からの需要拡大、更なる生産能力の向上と効率化を図るため、各地に分散している加工部門及び倉庫機能を移設、集約するため、本社工場からも近く、利便性の良い申請地を譲渡人より譲り受ける承諾を得たため、今般、工場、駐車場及び資材置場として利用したく申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は池沼、南側は水路及び道路、西側は宅地、北側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 1番	<p>詳細はただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>写真のとおり、申請地は森のような中にある農地であります。最初は境界がどこかわからませんでしたが、現地調査の際、委員で探したところ測量の杭が見つかりました。</p> <p>地元の委員としては、何ら問題はなく、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号27を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号27を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号29を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号29を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、県立清流館高等学校より北へ約200mに位置している第</p>

	<p>3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上小杉の農地299m²について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります、家族が増えて住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は水路、南側は田、西側は宅地、北側は宅地、水路及び道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しく述べてあります。</p> <p>本申請地は、宅地、排水路、ソーラーパネル敷地に囲まれ、周辺農地にも影響はないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号29を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号29を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号30を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号30を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、大井川農協静浜支店より北へ約700mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上小杉の農地297m²について、住宅敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、現在は市内の他所にて借家住まいであります、家族が増えて住居が手狭となったこと、将来の生活設計も考慮し、申請地を貸人より借り受けて住宅を建築したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は宅地、西側及び南側は道路、北側は田であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

	す。
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しく述べがあったとおりです。</p> <p>二面道路に接しており、東側は本家の宅地に面していて、用排水にも影響はないと思われますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号30を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号30を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号の番号31を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号31を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、大井川河川敷運動公園陸上競技場より東へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、相川の農地994m²について、中古車展示場敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、藤枝市にて中古車販売業を営んでおりますが、焼津市にも営業範囲を拡大するため、今回貸人より申請地を借り受けて中古車の車両置場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の東側は道路、南側は雑種地及び畠、西側は宅地、北側は宅地及び雑種地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7番	<p>事務局から説明があつたとおりです。</p> <p>中古車販売の業務拡張のための申請ということですが、昨年隣接地を中古車販売、展示場の目的で転用したところであります。</p> <p>現地確認の際、申請地に植えられた苗木は枯れていて管理された形跡もなく、地区委員の中では、このような形で放置されているよりは、今回の転用で綺麗に整備したほうがいいのではないかという話もありました。</p> <p>周辺農地への影響もありませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、</p>

	<p>番号31を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号31を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についての番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号1を朗読後、説明】</p> <p>本件は相続税の納税猶予を受ける際に、被相続人が亡くなつてから、10か月以内に、税務署に届出をする際に添付する証明書類であり、納税猶予の適用を受けた農地は、市街化区域の農地については20年間、また市街化調整区域の農地については終身、農地として利用を続けなければならないというものであります。</p> <p>本件の申請地等を調査した結果、申請地は、田及び一部畠として利用され、適正に耕作管理されており、相続人も、引き続き農業経営を行うと認められるものと判断できることから、証明書を交付することに問題ないと判断されます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号1について原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号1について原案のとおり承認し、証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に關係する村松達雄委員、杉本芳郎委員、田中徳秀委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、經營面積、従事日数など、農業經營基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p>

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員、杉本委員、田中委員の入室をお願いします。

【入室】

以上をもちまして、令和5年10月総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。